

【講座名】	講座Ⅰ「特別支援教育に求められる合理的配慮～学校現場での工夫と授業づくり～」	
【講師】	県立児湯るびなす支援学校 教諭 岡田 直幸	
1 講座の内容	<p>(1) 合理的配慮とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「それがあればできる」ということ～それがあれば買い物に行ける、外食ができる、大学にいける、働ける…</li> <li>・基礎的環境整備（不特定多数）の上に合理的配慮（極めて個別的）がある。</li> </ul> <p>(2) 合理的配慮～教育内容の観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいをカテゴリーとして捉えず、困難という視点で捉える。</li> <li>・医学モデル → 社会モデル+医学モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>診断名 → 困難さ</li> <li>能力 → 環境との相互作用</li> <li>専門家 → 理解者</li> </ul> </li> <li>・間接的に関わる専門家より、直接関わる理解者を増やす。 (医療等) (担任・コーディネイ)</li> </ul> <p>(3) 学校が提供する合理的配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「それがあれば学べる」という環境因子を合理的配慮として提供する。</li> <li>・子供の困難→意思の表明→詳細な実態把握→合意形成→合理的配慮の決定→個別の教育支援計画への明記 →それぞれのプロセスで建設的な対話が重要である。</li> <li>・コーディネーターや担任が窓口となり、校長を含めた校内委員会・保護者との面談等で、前向きな提案をしていく。</li> </ul> <p>(4) まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮の実践はまだ始まったばかり。私たちがパイオニア。</li> <li>・どう解釈しても、合理的配慮は当事者のためのもの。</li> <li>・「これを合理的配慮と呼ぶのか」ではなく、学校全体で「学んでいない子どもを減らしていく」アプローチを継続していく。</li> <li>・その先に「合理的配慮」はみえてくるのではないか。</li> <li>・はじめから合理的配慮が決められているわけではない。話し合いながら決めていく。</li> </ul> <p>2 質疑応答</p> <p>Q1（延岡市立東海小学校 戸高先生より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設的対話を進める上での、配慮やコツは？</li> </ul> <p>A1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・門前払いは×。きちんと受け止めること。きちんと対話を続けていける関係を築いていくこと。</li> <li>・「できます」とは言えないとき→「これだったらできます」という別の提案。 →「こういうことですか」という言い換えで受け止める。</li> </ul> <p>3 感想</p> <p>本人の困難、意思の表明を受け止め、建設的な対話を大切にしながら、合理的配慮を決定し、まずは実践してみることが大切だということであらためて感じた。</p>	
講座の様子		